

公告第 142 号
平成 31 年 3 月 11 日

ベルシステム 2 4 健康保険組合
理事長 早田 憲之

任意継続被保険者の標準報酬月額について

当組合の平成 30 年 9 月 30 日における全被保険者の標準報酬月額を平均したる額は下記 1 のとおりであり、法第 47 条第 2 項にかかる任意継続被保険者の標準報酬月額については、下記 2 のとおりとなるので公告する。

記

1. 平成 30 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額：226,530 円
2. 平成 31 年度における標準報酬等級：18 等級 220,000 円
3. 適用年月日：平成 31 年 4 月 1 日

以上